

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)	
地域名 (地域内農業集落名)	上箇・広谷 (上箇・広谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 当地区は、地区内の農業者により良好に農地利用が図られている。
- 当地区には拡大希望の認定農業者をめざす農業者が在り、今後、この農業者への計画的な農地移譲が課題である。
- 農地の効率化と有効利用を図るには、農業を担う者(認定農業者等)と農業者(自給的農業者)とが農地利用調整を図り、農地の集約化を進める必要がある。また、畦畔除去等を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 作付け作物は水稻、白ネギ栽培を中心に取り組む。
- 農業を担う者は、現在取り組んでいる環境に配慮した水稻栽培面積を増やし、団地化を形成する。
- 農会を中心に土地利用調整を図り、農地の集団化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○担い手(認定農業者等)を中心に集積・集約化を進め、経営規模の拡大を進める。その際は農会及び農地利用最適化推進委員と調整を図り、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○当面の間、地区の農業者が離農する際、担い手等への農地の貸借は、農地バンク制度を活用する。 ○地域の農地全体を農地中間管理機構に貸し付ける「いきいき農地バンク方式」を検討する。担い手や農業者の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を推進する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮しながら農会、農地利用最適化推進委員と調整を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
○担い手(認定農業者等)や地区農業者の意向を踏まえ、今後、国、県等の関連農地整備事業を活用した農用地の大区画化・汎用化等を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○多様な農業を担う者が農業に取り組めるよう、貸借条件等必要な条件整備を検討する。 ○地区農業者により、子育て世代の非農家住民が農業に親しめる機会として体験農場(菜園)等を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の更新が困難な農業者は地区内の農業を担う者に農作業委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②農業を担う者(認定農業者等)は、ふるさと但馬米(減農薬栽培)面積を拡大する。他の農業者も環境に配慮した有機肥料、減農薬栽培に段階的に切り替えていく。
- ③地区でドローンやスマート農業機器の共同利用を検討する。